

令和5年度

坂町子育て世帯引越支援事業 のご案内

子育てしやすい環境に住替え、坂町に定住する子育て世帯を支援するため、「町内で“持ち家”に転居」または「町外から転入」し、一定要件を満たす子育て世帯に、引越費用等の一部（**最大10万円**）を助成します。

■ 助成対象となる世帯

助成金を受けるためには、以下のすべての要件を満たしていることが必要です。

※ 住民票を異動した日から1年以内での申請が必要です。

1. 中学生以下の子どもがいる世帯（妊娠中を含む）の世帯主であること
2. 町内での転居の場合は、持ち家への住替えであること
3. 住替え後の住宅に自ら居住すること
4. 住替え後の地区の坂町住民福祉協議会に加入する意思があること
5. 町税等の未納がないこと
6. 助成金の交付の日から継続して5年以上町内での居住を誓約する者であること
7. 暴力団員でないことまたは暴力団員と密接な関係がないこと
8. この助成金を過去に受けていないこと
9. 過去に「坂町三世代同居等推奨事業」または「坂町空き家改修等支援事業」の補助金または助成金を受けていないこと
10. 「坂町移住支援金」の給付を受けていないこと又は受ける予定がないこと
11. 生活保護法に基づく扶助を受けていないこと

■ 募集期間

- 令和5年4月3日(月)～令和6年3月29日(金)

■ 助成内容

【助成額】

- 助成対象となる費用の合計額の2分の1（上限額10万円）※千円未満切捨て

【助成対象費用】

- 申請世帯が住替えのために支払う引越費用、不動産登記費用、仲介手数料（賃貸）、礼金（賃貸）
※ 住替えにあたり、立退き料または引越手当等の支払いを受ける場合には、助成対象費用の合計額からこれらの金額を差し引いて算定します。

【申請受付・問合せ先】

坂町 総務部 企画財政課 企画係



電話：082-820-1507



このご案内は、概要のご説明です。詳細は、上記窓口にお問い合わせください。